

## 《宇都宮税務署からのお知らせ》

### ◎今年、マイナンバーカードを使って自宅からスマホで確定申告！

マイナポータル連携により申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得することで、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、寄附金受領証明書や医療費通知情報などを1件ずつ入力する手間が不要です。

また、事業所得等がある方の収支内訳書等もスマホ申告専用

画面で作成すると、収支内訳書等の①自動計算②データの翌年引継ぎ③消費税申告の一定項目が自動入力と、とても便利です。

スマホによる収支内訳書等の作成をお勧めします。

《確定申告書等作成コーナー》



《動画で見る確定申告》



### ◎確定申告書の作成に悩んだら

・国税庁ホームページ「確定申告特集」を参考にしましょう。

・e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問い合わせは、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」 ☎0570(01)5901

【受付】月曜～金曜(祝日等を除きます。)

《国税庁ホームページ》



### ◎相談しながら申告書を作成したい方は確定申告会場へ

◎宇都宮税務署の令和5年分の確定申告会場は、「マロニエプラザ」です。

※申告相談には**入場整理券が必要**です。

入場整理券は、**LINEでの事前取得**をおすすめします。

(当日配付も行いますが、枚数に限りがあるため、入場整理券の配付を終了(相談受付を終了)する場合があります。)

《国税庁LINE公式アカウント》



【申告会場】マロニエプラザ(所在地:宇都宮市元今泉6丁目1-37)

【開設期間】2月16日(金)～3月15日(金)

※土、日及び祝日を除きます。ただし、2月25日(日)は開場します。

【受付時間】午前9時から午後4時まで

※マロニエプラザへの問い合わせは**ご遠慮**ください。

※確定申告会場では、**スマホ申告を基本とした相談体制**としております。

※申告関係書類のほかに「スマホ」「マイナンバーカード」「マイナンバーカードのパスワード(①数字4桁及び②英数字6～16桁)の2種類」「利用者識別番号」「前年分の確定申告書の控」もお持ちください。

※必要書類が不足する場合には、確定申告ができません。事前に国税庁ホームページなどで必要書類をご確認の上、お越しください。

※2月16日(金)～3月15日(金)は、宇都宮税務署庁舎では申告相談を行っておりません。

▶問い合わせ先=宇都宮税務署 ☎028(621)2151

## 申告に持参する主なもの

チェック	対象者	持ち物	備考
<input type="checkbox"/>	すべての方	マイナンバーカード ※お持ちでない方は、番号確認書類(通知カードなど)、本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)をそれぞれお持ちください。	申告者・扶養親族・専従者の全員分のもの
<input type="checkbox"/>	還付申告をされる方	金融機関名・口座番号がわかるもの	申告者名義のもの
<input type="checkbox"/>	振替納税をされる方	銀行届出印、金融機関名・口座番号がわかるもの	
<input type="checkbox"/>	お持ちの方のみ	利用者識別番号が分かるもの (「確定申告のお知らせ」はがきなど)	
令和5年中の収入がわかるもの			
<input type="checkbox"/>	給与収入がある方	源泉徴収票	複数ある場合はすべて
<input type="checkbox"/>	年金収入がある方	源泉徴収票	
<input type="checkbox"/>	事業所得(営業・農業)、不動産所得がある方	収支内訳書 など	※必ず事前に作成し、控えは大切に保管してください。
<input type="checkbox"/>	その他の収入がある方	収入金額及び必要経費を証明する書類 (個人年金の支払証明書、支払調書など)	
控除を受けるために必要なもの			
<input type="checkbox"/>	社会保険料控除	領収書、納付証明書 など	国民年金保険料 など
<input type="checkbox"/>	生命保険料・地震保険料控除	控除証明書、支払証明書 など	
<input type="checkbox"/>	医療費控除	医療費控除の明細書[内訳書] など	医療費控除はホームページ等を参照ください。 ※明細書は必ず事前に作成してください。
<input type="checkbox"/>	寄附金控除	寄附金受領証明書	
<input type="checkbox"/>	障がい者控除	障がい者手帳、障がい者控除対象者認定書	
<input type="checkbox"/>	その他の控除	所得控除や税額控除を受けるために必要な書類(住宅借入金等特別控除など)	住宅借入金等特別控除は町ホームページを参照ください。

※収支内訳書・医療費控除の明細書は事前に作成をお願いします。作成されていない方は、記載の通り作成が終わってから申告を受け付けます。

### 「ふるさと納税ワンストップ特例」の申請書を寄付先の自治体に提出された方へ

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、確定申告を行わない方のみ適用となります。

医療費控除等で確定申告を行う場合は、ワンストップ特例制度で申請したふるさと納税分も含めて確定申告をする必要がありますので、すべての寄附金受領証明書をお持ちください。

### 申告をしなかったら・・・

申告が必要な方が申告をしていない場合、国民健康保険税などの算定や軽減、各種手当の申請、所得証明書などの発行に影響する場合があります。

▶問い合わせ先=税務課 住民税係 ☎669122